

# 平成30年4月からの 慶弔給付



センターでは、過去に、理事会や関係機関から指摘を受けていました「慶弔給付」を見直しました。平成29年7月から、過去のセンターの歴史などを踏まえ、今後の雇用制度に対応した給付内容が検討され、昨年10月理事会にて、承認されました。改正された慶弔給付事業は、平成30年4月から実施されます。詳しい内容は、裏面の「慶弔給付項目一覧表」をご覧ください。

主な内容は、次のとおりです。

現役世代に

1

## 給付内容を充実

65歳までの定年延長などに対応するため、入会勤続祝金を現在の15年から、最長45年まで年数を延長します。そのため、現役世代の給付内容が充実します。



各世代での

2

## 給付バランスを修正

20歳代から50歳代以降の会員にも給付できるバランスの良い内容となります。なお、優良従業員表彰（入社30年記念）は、入会勤続祝金（15年超給付）へ統合します。



3

## 給付率が向上

モデルケースで試算すると、会費の負担に対して、現行より約8%程度給付率が向上します。



4

## 結婚記念祝金を修正

結婚記念祝金（結婚15年、20年、25年、50年）は、他センターでは少ない独自の良い制度なので、制度は残して給付金額は平準化します。



5

## 弔慰金、餞別などの見直し

現行の弔慰金を、健康保険葬祭費程度までに適正化します。餞別は、時代にそぐわない制度であることから廃止します。



## 注意！

事由発生日が29年度中の場合は、平成29年度給付額となります。

裏面の「慶弔給付項目一覧表」をご覧ください。

# 慶弔給付項目一覧表

(単位：円)

給付項目		平成29年度 給付額	30年4月からの 給付額	説明欄
祝 金	入会勤続5年(同一事業所)	5,000	5,000	◎会員本人が現役の時に対象となる給付を充実します。 ↓ ◎今後の定年延長や再雇用などの雇用制度の変化に備えて、勤続祝金を45年まで充実します。 ・50歳以上の世代、さらに、勤労者互助会からの会員に対して給付する項目が増えます。 ・若年層の雇用定着に貢献します。 ・給付率が、8%程度向上します。 ・センターへ入会・継続するメリットがさらに向上します。  ◎退会への動機づけや退職記念的となる餞別は、廃止します。 ◎優良従業員表彰は、入会勤続(15年以上)祝金で、カバーできるため廃止・統合します。
	入会勤続10年(同一事業所)	10,000	10,000	
	入会勤続15年(同一事業所)	15,000	10,000	
	入会勤続20年(同一事業所)	—	10,000	
	入会勤続25年(同一事業所)	—	10,000	
	入会勤続30年(同一事業所)	—	10,000	
	入会勤続35年(同一事業所)	—	10,000	
	入会勤続40年(同一事業所)	—	10,000	
	入会勤続45年(同一事業所)	—	10,000	
	餞別(退職・廃業)	3,000	—	
優良従業員表彰(記念品代)	15,000	—		
祝 金	成人(会員)	5,000	5,000	◎婚活支援として、結婚祝金を拡充します。 ◎新発田独自の結婚記念祝金は、平準化して存続します。  ◎銅婚(15年)を水晶婚に名称変更します。
	結婚(会員)	15,000	20,000	
	出産(会員又は配偶者)	5,000	5,000	
	小・中学校入学(会員の子)	5,000	5,000	
	水晶(銅)婚「15年」(会員)	5,000	5,000	
	陶磁婚「20年」(会員)	10,000	5,000	
	銀婚「25年」(会員)	15,000	10,000	
金婚「50年」(会員)	20,000	10,000		
見 舞 金	高度障害	50,000	50,000	◎90日以上見舞金を、拡充します。 他項目は、維持し、変更はありません。
	休業14日以上	5,000	5,000	
	休業90日以上	7,000	10,000	
	住宅等火災(50%以上)	300,000	300,000	
	住宅等火災(30%~50%)	210,000	210,000	
	住宅等火災(20%~30%)	150,000	150,000	
	住宅等火災(20%未満)	60,000	60,000	
	住宅自然災害(70%以上)	90,000	90,000	
	住宅自然災害(20%~70%)	45,000	45,000	
	住宅自然災害(20%未満)	9,000	9,000	
	住宅自然災害(床上浸水)	18,000	18,000	
住宅災害による同居家族の死亡	10,000	10,000		
弔 慰 金	会員死亡	100,000	—	◎弔慰金を、適正化します。 ↓ ◎会員死亡弔慰金を、会員入会年齢(70歳)を境に区分し、見舞金程度の金額として新設します。 ◎配偶者死亡弔慰金も同様に適正化します。 ・本来の互助制度へ回帰します。 ・保険業法への抵触の恐れを回避します。
	会員死亡(70歳未満)	—	50,000	
	会員死亡(70歳以上)	—	30,000	
	配偶者死亡	50,000	30,000	
	子死亡	10,000	10,000	
	親死亡	5,000	5,000	

※ 上記一覧表は、事由が発生した日をもって判定し、給付額を決定します。